

◎新潟県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月24日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

監事 新潟市北区太田2110番地 金子 精一

退任年月日 令和8年3月31日